

貸借対照表

(令和 2年 3月31日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,087,518	固定負債	1,949,963
有形固定資産	2,087,518	地方債	-
事業用資産	-	長期未払金	-
土地	-	退職手当引当金	215,024
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	-	その他	1,734,939
建物減価償却累計額	-	流動負債	1,515,114
工作物	-	1年内償還予定地方債	-
工作物減価償却累計額	-	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	744,030
航空機	-	預り金	-
航空機減価償却累計額	-	その他	771,084
その他	-	負債合計	3,465,077
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	-	固定資産等形成分	2,087,518
インフラ資産	-	余剰分（不足分）	2,433,379
土地	-		
建物	-		
建物減価償却累計額	-		
工作物	-		
工作物減価償却累計額	-		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	-		
物品	2,506,023		
物品減価償却累計額	△ 418,505		
無形固定資産	-		
ソフトウェア	-		
その他	-		
投資その他の資産	-		
投資及び出資金	-		
有価証券	-		
出資金	-		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	-		
長期貸付金	-		
基金	-		
減債基金	-		
その他	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
流動資産	5,898,456		
現金預金	5,898,456		
未収金	-		
短期貸付金	-		
基金	-		
財政調整基金	-		
減債基金	-		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-		
資産合計	7,985,974	純資産合計	4,520,897
		負債及び純資産合計	7,985,974

行政コスト計算書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

科目	金額
経常費用	9,300,776
業務費用	8,982,948
人件費	3,576,567
職員給与費	2,540,361
賞与等引当金繰入額	744,030
退職手当引当金繰入額	215,024
その他	77,152
物件費等	5,406,381
物件費	3,143,476
維持補修費	1,844,400
減価償却費	418,505
その他	-
その他の業務費用	-
支払利息	-
徴収不能引当金繰入額	-
その他	-
移転費用	317,828
補助金等	317,828
社会保障給付	-
他会計への繰出金	-
その他	-
経常収益	3,195,673
使用料及び手数料	-
その他	3,195,673
純経常行政コスト	6,105,103
臨時損失	-
災害復旧事業費	-
資産除売却損	-
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	6,105,103

純資産変動計算書

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	0	0	0
純行政コスト (△)	△ 6, 105, 103		△ 6, 105, 103
財源	10, 626, 000		10, 626, 000
税収等	10, 626, 000		10, 626, 000
国県等補助金	-		-
本年度差額	4, 520, 897		4, 520, 897
固定資産等の変動 (内部変動)		2, 087, 518	△ 2, 087, 518
有形固定資産等の増加		2, 506, 023	△ 2, 506, 023
有形固定資産等の減少		△ 418, 505	418, 505
貸付金・基金等の増加		-	-
貸付金・基金等の減少		-	-
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	-	-	
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	4, 520, 897	2, 087, 518	2, 433, 379
本年度末純資産残高	4, 520, 897	2, 087, 518	2, 433, 379

資金収支計算書

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

(単位：円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	7,923,217
業務費用支出	7,605,389
人件費支出	2,617,513
物件費等支出	4,987,876
支払利息支出	-
その他の支出	-
移転費用支出	317,828
補助金等支出	317,828
社会保障給付支出	-
他会計への繰出支出	-
その他の支出	-
業務収入	13,821,673
税収等収入	10,626,000
国県等補助金収入	-
使用料及び手数料収入	-
その他の収入	3,195,673
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	5,898,456
【投資活動収支】	
投資活動支出	-
公共施設等整備費支出	-
基金積立金支出	-
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	-
投資活動収入	-
国県等補助金収入	-
基金取崩収入	-
貸付金元金回収収入	-
資産売却収入	-
その他の収入	-
投資活動収支	-
【財務活動収支】	
財務活動支出	-
地方債償還支出	-
その他の支出	-
財務活動収入	-
地方債発行収入	-
その他の収入	-
財務活動収支	-
本年度資金収支額	5,898,456
前年度末資金残高	-
本年度末資金残高	5,898,456
前年度末歳計外現金残高	-
本年度歳計外現金増減額	-
本年度末歳計外現金残高	-
本年度末現金預金残高	5,898,456

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
 - イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
 - 建物 14年～50年
 - 工作物 10年～50年
 - 物品 2年～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
（ソフトウェアについては、本組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に改修可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
退職手当債務から山梨県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、積立金額の運用益のうち本組合へ按分される額を控除した額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（山梨西部広域環境組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計

(2) 出納整理期間について

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。